

秘

經濟民主化協議會設置の件 (昭和二一九、二六)

經濟民主化問題の取扱方につき不取敢閑係廳間に於て協議する為左記に依り經濟民主化協議會を設置する

記

一、委員長 膳國務大臣

二、委員 内閣春議室久山事務官

經濟安定本部第一課副部長

外務省経済局局長

總務連絡中央事務局經濟課長

大藏省理財局長

司法省民事局長

農林省総務局長

商工省商務局長

運輸省官房長

特殊會社整理委員会委員長

三、幹事

内閣春議室 經濟安定本部主任事務官

外務省経済局 經濟課長

總務連絡中央事務局 經濟課長

大藏省理財局 理財會社第一課長 第二課長

司法省民事局 第一課長

農林省総務局 經濟課長

商工省商務局 總務課長 財政課長

運輸省官房 企画課長

(備考)

特殊會社整理委員会委員

- (一) 委員、幹事は一應右の通りとするも必要に應じ関係官は随時これに参加する
- (二) 本協議會設置と共に更に官會會議決定に依り、既設連絡中、史事務局に設置されるる經濟民生化連絡協議會は之を廢止する

裏面白紙



「經濟民主化協議會設置の件」説明

(昭和三二、九、一六)

一、經濟民主化の問題は各廳にまたがる大きな問題であつて、政治的にも經濟的にも重大關係があるから、此れだけに仲や進まないのでも不取致内閣の膳國務大臣を委員長とする関係廳間の協議會を設置して、此の問題を取り上げやうとするものである。將來におかつて經濟民主化問題を處理すべき本格的機関をどうするかは本協議會に於て協議すべき重要案件の一つであつて、この協議會がそれになるわけではない。

二、經濟民主化について指命を受けてある項目の大綱は左の通りである。一部は實施済のものもある。

(一) 昭和二十一年七月六日附指令

(1) 所得並に生産手段及び商業手段の所有権の廣汎なる分配を認め、且中和的民主的発展に寄與すべき經濟的諸様式及び制度を促進せしめらるる爲に、左の計画を提出すること

(イ) 四大財閥のみならずそれ以外についても工業、商業、金融及び農業の企業結合を解体せしめらるる計画

(ロ) 私的獨占を創成、助成又は強化する如き一切の法律的又は行政的措置を廢止する計画

(ハ) 私的獨占、取引制限、好ましからざる經營者重復及び好ましからざる證券保有を排除し且防止

し、銀行業の商業、工業及び農業よりの分離を確保し、並に各商社及び個人に對し民主主義的基礎の上に工業、商業、金融及び農業に於て自由に競争し得る機會を附與するが如き法律を制定する計画

(2) 日本人が私的國際力ヲル又は其の他の制限的私的國際契約若は取極に參加することを停止又は禁止すべき措置を講ずること

(一) 昭和二十一年七月二十三日附指令

(1) 財閥家族が家族員自身若は其の指名した者によつて證券を所有し又は家族員自身若は其の指名した者が業務上責任ある地位につくことによつて如何

たる事業について、其の支配力を持つことを排除すること

(2) 制限會社による他の會社の證券保有を制限すること

(3) 制限會社の役員兼任を禁止すること

(4) 制限會社間に於て競争を制限し又は商取引を拘束するやうな契約上、サーヴィス上又は特許上の取極を行ふことを禁止すること

(三) 尚、去る十三日反トラスト法案を司令部係官から非公式に提示せられ、二週間内に意見を求められ、ある。これは將來指令として出されるものと思はれる。